

## 第 2 期広島県国民健康保険運営方針素案に係る第 2 回運営協議会提出資料からの新旧対照表（第 2 3～5、第 3 を除く）

旧（第 2 回運営協議会提出資料）	新（第 3 回運営協議会提出資料）
<p>第 1 基本的事項</p> <p>(略)</p> <p>4 本方針の策定に当たっての基本的な考え方</p> <p>平成 30 (2018) 年度に法が改正され、公費による財政措置の拡充とともに都道府県が国保の財政運営を担う責任主体となりました（以下「県単位化」という。）。</p> <p>この制度改革により、県民である被保険者が負担能力（所得水準）に応じて保険料（税）を負担する、市町の垣根を越えた、より大きな器の中で運営される公平な制度へ変わりましたが、今後も、県と市町が連携して持続可能な制度の維持に努めなければ、医療保険制度の崩壊を招くことにもなりかねません。</p> <p>このため、本県では、被保険者の負担の公平性を優先的に確保し、保険者としての市町間の負担の公平性にも配慮するとともに、併せて、全市町と県が連携し、本県国保の医療費の適正化を図ることを基本として、国保の運営を推進することとします。</p> <p>(略)</p> <p>第 2 市町国保の医療に要する費用及び財政の見通し</p> <p>(略)</p> <p>2 医療費の動向と将来の見通し</p> <p>本県においては、人口は減少傾向にある一方で、高齢化の進行等により、医療費は増加傾向にあります（第 4 期広島県医療費適正化計画（広島県保健医療計画 <u>第 8 次</u>）と一体的に策定）参照）。</p>	<p>第 1 基本的事項</p> <p>(略)</p> <p>4 本方針の策定に当たっての基本的な考え方</p> <p>平成 30 (2018) 年度に法が改正され、公費による財政措置の拡充とともに都道府県が国保の財政運営を担う責任主体となりました（以下「県単位化」という。）。</p> <p>この制度改革により、県民である被保険者が負担能力（所得水準）に応じて保険料（税）を負担する、市町の垣根を越えた、より大きな器の中で運営される公平な制度へ変わりましたが、今後も、県と市町が連携して持続可能な制度の維持に努めなければ、医療保険制度の崩壊を招くことにもなりかねません。</p> <p>このため、本県では、被保険者の負担の公平性を優先的に確保し、保険者としての市町間の負担の公平性にも配慮するとともに、あわせて、全市町と県が連携し、本県国保の医療費の適正化を図ることを基本として、国保の運営を推進することとします。</p> <p>(略)</p> <p>第 2 市町国保の医療に要する費用及び財政の見通し</p> <p>(略)</p> <p>2 医療費の動向と将来の見通し</p> <p>本県においては、人口は減少傾向にある一方で、高齢化の進行等により、医療費は増加傾向にあります（第 4 期広島県医療費適正化計画 <u>第 8 次</u>広島県保健医療計画と一体的に策定）参照）。</p>

(略)	(略)
<p>第6 医療費の適正化の取組に関する事項</p> <p>1 現状</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 医療費の適正化に向けた取組</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>全国的に比較すると医療費水準が高い本県において、市町国保を将来にわたって持続可能な制度とするために、PDC Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業等を実施することで、医療費適正化の取組を促進します。</p> <p>県は、市町の保健事業等への支援や、事務の標準化等の取組を推進するとともに、連携会議等を活用した市町間の情報共有等を通じて、取組の進んでいる市町の情報提供を通じた好事例の横展開や、市町への定期的・計画的な指導・助言の取組を進めます。</p> <p>市町国保は、国保連合会と連携し、地域の実情を踏まえながら、医療費適正化対策等の取組を進めます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第7 市町が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項</p> <p>1 保険者事務などの共同実施の取組</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 保険者事務</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>第6 医療費の適正化の取組に関する事項</p> <p>1 現状</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 医療費の適正化に向けた取組</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>全国的に比較すると医療費水準が高い本県において、市町国保を将来にわたって持続可能な制度とするために、<u>医療費増加の抑制とともに、医療費水準の市町間格差の縮小に向けて、市町ごとの特定健康診査・特定保健指導の実施状況や後発医薬品の使用状況等の現状を踏まえつつ</u>、PDC Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業等を実施することで、医療費適正化の取組を促進します。</p> <p>県は、市町の保健事業等への支援や、事務の標準化等の取組を推進するとともに、連携会議等を活用した市町間の情報共有等を通じて、取組の進んでいる市町の情報提供を通じた好事例の横展開や、市町への定期的・計画的な指導・助言の取組を進めます。</p> <p>市町国保は、国保連合会と連携し、地域の実情を踏まえながら、医療費適正化対策等の取組を進めます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第7 市町が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項</p> <p>1 保険者事務などの共同実施の取組</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 保険者事務</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

#### イ 被保険者証の廃止に伴う対応

令和6（2024）年秋に、被保険者証が廃止され、マイナンバーカードと被保険者証が一体化されますが、制度移行期においても、すべての方が安心して必要な医療を受けられるよう県内市町間の課題を共有し、県全体で取り組みます。

併せて、被保険者証の廃止後は、マイナ保険証が基本となりますが、マイナ保険証を保有しない方については、当分の間「資格確認書」が交付される仕組みとなるため、「資格確認書」の様式や有効期限等について、処理基準を統一するよう検討の上、実施します。

（略）

#### （4）収納対策

保険料（税）に関する債権管理は各市町で行うものであるため、当面は広域的な徴収組織は設立しませんが、平成29（2017）年度から収納担当職員への研修を県の税務部門との連携によって拡充するなど、既に国保連合会により共同実施している業務も併せて、より効果的な取組につながるよう継続して検討の上、業務を行います。

（略）

#### 第8 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項

県は、本方針に定めた項目の実効性を高め、市町国保に関する安定的な財政運営や、適切かつ効率的な事業実施を図るため、医療保険のみならず、医療保険と保健医療提供体制の両面を見ながら、地域医療などの充実を図り、効率的かつ質の高い医療を提供するとともに、健康寿命の延伸及び生活習慣病予防に向けて、県民運動としての健康づくりを進め、生活の質の向上と個人を取り巻く家庭・地域・学校・産業等の連携による社会環境の質の向上及び健康寿命の延伸を進めるなど、保健・介護・福祉分野などの諸施策と連携して、取組を進めます。

取組を推進するに当たっては、「国保データベース（KDB）システム」

#### イ 被保険者証の廃止に伴う対応

令和6（2024）年秋に、被保険者証が廃止され、マイナンバーカードと被保険者証が一体化されますが、制度移行期においても、すべての方が安心して必要な医療を受けられるよう県内市町間の課題を共有し、県全体で取り組みます。

あわせて、被保険者証の廃止後は、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）が基本となりますが、マイナ保険証を保有しない方については、当分の間「資格確認書」が交付される仕組みとなるため、「資格確認書」の様式や有効期限等について、処理基準を統一するよう検討の上、実施します。

（略）

#### （4）収納対策

保険料（税）に関する債権管理は各市町で行うものであるため、当面は広域的な徴収組織は設立しませんが、平成29（2017）年度から収納担当職員への研修を県の税務部門との連携によって拡充するなど、既に国保連合会により共同実施している業務もあわせて、より効果的な取組につながるよう継続して検討の上、業務を行います。

（略）

#### 第8 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項

県は、本方針に定めた項目の実効性を高め、市町国保に関する安定的な財政運営や、適切かつ効率的な事業実施を図るため、医療保険のみならず、医療保険と保健医療提供体制の両面を見ながら、市町や二次保健医療圏の実情を踏まえ、身近な地域で適切な医療・介護サービスが受けられるよう、地域医療などの充実を図り、効率的かつ質の高い医療を提供するとともに、健康寿命の延伸及び生活習慣病予防に向けて、県民運動としての健康づくりを進め、生活の質の向上と個人を取り巻く家庭・地域・学校・産業等の連携による社会環境の質の向上及び健康寿命の延伸を進めるなど、保健・介護・福祉分野などの諸施策と連携して、取組を進めます。

<p>による健康診査・医療の情報基盤や、「広島県医療・介護・保健情報総合分析システム（Emi t a s-G）」による医療レセプト・介護レセプトデータを活用し、地域における課題抽出や比較分析を行い、市町の保健事業や介護予防等への取組への助言・指導を通じて、具体的な施策に反映していきます。</p> <p><u>市町は</u>、県と連携しつつ、課題を抱える被保険者の把握、地域で被保険者を支える仕組みづくり、地域包括ケアシステムの取組等を行うために、<u>特定健康診査等実施計画</u>や市町介護保険事業計画等との調和を図り、住民がより良い生活習慣を習得し、維持・改善できるよう、地域の特性や実情に応じた体制づくりや支援を行います。</p>	<p>取組を推進するに当たっては、「国保データベース（KDB）システム」による健康診査・医療の情報基盤や、「広島県医療・介護・保健情報総合分析システム（Emi t a s-G）」による医療レセプト・介護レセプトデータを活用し、地域における課題抽出や比較分析を行い、市町の保健事業や介護予防等への取組への助言・指導を通じて、具体的な施策に反映していきます。</p> <p><u>市町は</u>、<u>データヘルス計画や特定健康診査等実施計画に基づく取組を推進するとともに</u>、県と連携しつつ、課題を抱える被保険者の把握、地域で被保険者を支える仕組みづくり、地域包括ケアシステムの取組等を行うために、市町介護保険事業計画等との調和を図り、住民がより良い生活習慣を習得し、維持・改善できるよう、地域の特性や実情に応じた体制づくりや支援を行います。</p>
---	--

(注) 次の修正点については、本表に記載していない。

- ・ 資料の体裁修正
- ・ 図表数値及び図表出典の修正